

河内長野市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

平成 25 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、河内長野市域（以下「市域」という。）に設置されている小規模貯水槽水道の設置者等による自己管理の徹底を図り、小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置について必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上に寄与するものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「小規模貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であって、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 6 項に規定する専用水道及び同条第 7 項に規定する簡易専用水道に該当しないものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）の適用を受ける施設を除く。
- (2) 「設置者等」とは、小規模貯水槽水道を所有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。
- (3) 「登録検査機関」とは、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。

(4) 「利用者」とは、小規模貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

(実施主体)

第3条 この要領に基づく指導等は、河内長野市(以下「市」という。)が水道事業者と連携を図り、関係機関の協力を得て、実施するものとする。

(対象施設)

第4条 この要領において対象とする施設は、市域に設置される小規模貯水槽水道とする。

(管理基準)

第5条 設置者等は、次の各号に掲げる基準に従い、自ら小規模貯水槽水道の適正な管理に努めなければならない。なお、その管理については、登録検査機関による水道法第34条の2第2項に規定する簡易専用水道の管理に係る検査を受けることが望ましい。

(1) 清潔の保持

ア 水槽の清掃を毎年1年以上、定期的に行うこと。

イ 有害物、汚水等による水の汚染を防止するため、水槽の点検等必要な措置を講じること。

(2) 水質検査の実施

ア 定期の検査

給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査を7日以内ごとに1回行うこと。なお、これらの検査実施時に残留塩素の有無に関する検査についても行うことが望ましい。

イ 臨時の検査

小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認めるときは、水道法第4条の規定に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について水質検査を行うこと。

ウ 水質検査機関

臨時の検査は、次のものに依頼して行うこと。

(a) 大阪府富田林保健所

(b) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

(c) 水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関

(d) 建築物衛生法第12条の2第1項に基づき建築物における飲料水の水質検査を行う事業の大阪府知事の登録を受けた者

(3) 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者とその旨を周知するとともに市に連絡し、その指導を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える等汚染が判明した場合、市に連絡し、指導を受けること。

ウ 設置者等は、汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

(4) 記録の保存

設置者等は、水槽の清掃、水質検査等の管理記録を3年間保存するものとする。

(水道事業者の協力)

第6条 水道事業者は、給水区域内に新たに設置された小規模貯水槽水道の設置場所等について、6か月ごとに別紙様式により市長あてに報告するものとする。

2 水道事業者は、設置者等に対し、その管理に関して改善措置の指導、助言及び勧告を行った場合、必要に応じて市長あてに情報提供するものとする。

(指導・啓発等)

第7条 市は、この要領に定めるもののほか、次に掲げる事項により設置者等に対し小規模貯水槽水道の適正な管理について指導を行うとともに、その正しい知識の普及を図るものとする。

(1) 市は水道事業者と連携し、小規模貯水槽水道の設置場所、設置者等の住所、氏名、受水槽の有効容量等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存するものとする。

(2) 市は、設置者等の協力を得て、小規模貯水槽水道の管理状況の把握に努めるものとする。

(3) 市は、小規模貯水槽水道の汚染を発見した場合、設置者等から第5条第3号の規定による連絡を受けた場合又は水道事業者から前条第2項の規定による情報提供があった場合において、必要と判断されるときは、次の措置を講じるものとする。

ア 現地調査等を行い、設置者等が実施する汚染原因の調査及

び原因除去に対し指導、助言及び勧告を行う。なお、現地調査等は、必要に応じ、水道事業者の協力を得て行うものとする。

イ アの実施に当たっては、必要に応じ、大阪府健康福祉部環境衛生課及び水道事業者に連絡するものとする。

(4) 市は、この要領に定める目的を達成するため、関係機関との連絡調整を図るとともに、情報の提供及び助言を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

